

表-5 指定表示製品

製 品	事 業 者	主務大臣	表示の標準の内容
塩化ビニル製建設資材（硬質塩化ビニル製の管、雨どい及び窓枠並びに塩化ビニル製の床材及び壁紙をいう）	塩化ビニル製建設資材を製造する事業者及び自ら輸入した塩化ビニル製建設資材を販売する事業者	製造事業及び輸入されたものの販売事業は経済産業大臣	表示事項（材質が塩化ビニル（PVC）である旨）。 遵守事項（様式、表示方法等）。
鋼製又はアルミニウム製の缶（内容積が7リットル未満のものに限る）であって、飲料（酒類を除く）が充てんされたもの	缶を製造する事業者 缶に飲料を充てんする事業者及び飲料が充てんされた缶であって、自ら輸入したものを販売する事業者	製造事業は農林水産大臣及び経済産業大臣、 輸入されたものの販売事業は農林水産大臣	表示事項（材質がアルミニウム又は鋼（スチール）である旨）。 遵守事項（様式、表示方法等）。
鋼製又はアルミニウム製の缶（内容積が7リットル未満のものに限る）であって、酒類が充てんされたもの	缶を製造する事業者 缶に酒類を充てんする事業者及び酒類が充てんされた缶であって、自ら輸入したものを販売する事業者	製造事業は財務大臣及び経済産業大臣、 輸入されたものの販売事業は財務大臣	表示事項（材質がアルミニウム又は鋼（スチール）である旨）。 遵守事項（様式、表示方法等）。
ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が150ミリリットル以上のものに限る）であって、飲料又はしょうゆが充てんされたもの	ポリエチレンテレフタレート製容器を製造する事業者 ポリエチレンテレフタレート製容器に飲料又はしょうゆを充てんする事業者及び飲料又はしょうゆが充てんされたポリエチレンテレフタレート製容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者	製造事業は農林水産大臣及び経済産業大臣、 輸入されたものの販売事業は農林水産大臣	表示事項（材質がポリエチレンテレフタレート（PET）である旨）。 遵守事項（様式、表示方法等）。
ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が150ミリリットル以上のものに限る）であって、酒類が充てんされたもの	ポリエチレンテレフタレート製容器を製造する事業者 ポリエチレンテレフタレート製容器に酒類を充てんする事業者及び酒類が充てんされたポリエチレンテレフタレート製容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者	製造事業は財務大臣及び経済産業大臣、 輸入されたものの販売事業は財務大臣	表示事項（材質がポリエチレンテレフタレート（PET）である旨）。 遵守事項（様式、表示方法等）。

製 品	事 業 者	主務大臣	表示の標準の内容
<p>特定容器包装（容器包装（商品の容器及び包装であって、当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう）のうち、主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、しょうゆ又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製容器その他主務省令で定めるものを除く）</p>	<p>特定容器包装（経済産業省令で定めるもの）を製造する事業者</p>	<p>製造事業は経済産業大臣</p>	<p>表示事項（材質が紙又はプラスチックである旨）。</p> <p>遵守事項（様式、表示方法、役割名等）。</p>
	<p>たばこ事業又は塩事業の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>製造発注事業者が行う事業及び輸入されたものの販売事業は財務大臣</p>	
	<p>酒類業の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者</p>		
	<p>厚生労働大臣の所管に属する事業の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって、自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>製造発注事業者が行う事業及び輸入されたものの販売事業は厚生労働大臣</p>	
	<p>農林水産大臣の所管に属する事業の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって、自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>製造発注事業者が行う事業及び輸入されたものの販売事業は農林水産大臣</p>	
	<p>経済産業大臣の所管に属する事業の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって、自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>製造発注事業者が行う事業及び輸入されたものの販売事業は経済産業大臣</p>	
<p>密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が234キロクーロン以下のものに限る）、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池（輸入されるものにあつては、プラスチックその他の物質を用いて被覆したものに限り、機器の部分品として輸入されるものを除く）をいう）</p>	<p>密閉形蓄電池を製造する事業者及び自ら輸入した密閉形蓄電池を販売する事業者</p>	<p>製造事業及び輸入されたものの販売事業は経済産業大臣</p>	<p>表示事項（極板の材質がPb、Ni-Cd、Ni-MH又はLi-ionである旨）。</p> <p>遵守事項（様式、表示方法等）。</p>